

## スイス・オーストリアの山岳地域政策と日本

駒沢大学経済学部 石井啓雄

早稲田大学法学部 榎澤能生

近年の日本において、過疎化、高齢化、自然と環境の荒廃に象徴されるように、農山村および山村の経済不振と地域社会の低迷が著しい。この原因にはいくつかのことがあるが、こうした中で西ヨーロッパ諸国の山岳地域政策がようやく注目されるようになってきている。確かに EU 諸国は、1985年理事会規則の頃から、CAP改革と並行して構造政策の重点の置き所をかえ、構成諸国それぞれごとに直接支払いを含めて山岳地域・条件不利地域対策を強化して今日に至っており、日本におけるこれについての研究にも一定の成果がみられる。ところで、いずれも小国なるがゆえに、あるいは EU 未加盟ないし加盟が新しいゆえに、必ずしも十分な関心が払われていないのが、スイスやオーストリアの山岳地域維持政策であるが、報告者の理解によれば、両国の山岳地域維持政策は EU 諸国のそれより歴史も古く、かつ内容的にもより先進的である。

スイスの山岳地域維持政策は、同国の食料自給政策と一体のものとして第二次大戦中に開始された。自然条件がきびしい上に周囲を大国にかこまれ、かつ国土面積が狭く人口が稠密なスイスにあつては、23カントンの加盟の上に成り立つ同国の独立と中立を維持するためには食料自給の向上と人口の適正な配置が必要とされ、憲法と農業法に基づいて両政策が一体のものとして展開されてきたのである。一方では、国境措置と生産刺激的・所得均衡的価格政策がとられるとともに、他方では、コミュニン＝ゲマインデを単位として山岳地域を4地帯区分して、各種指標によって直接支払いを実施してきた。こうして1985～90年にスイスはほぼ自給を達成したとみられるが、この事情とガット UR 対応として、1992年から農政改革が実施される。この背景には、国民の関心が安全な農産物供給に向けられ、自然環境を重視するようになったこともある。改革の主要点は国の直接支払いをエコロジックな経営方法に結びつけ、生産に関係しないものとして拡大再編し、平場の農家にも支給するようにしたことである。現在では、第二段階として、2000年以後の自由化に向けて、そのさらなる再編強化のための政策努力が開始されている。

オーストリアにおいても、戦後一貫して市場管理政策が実施され、この下で1970年代末には食料の自給が基本的に達成されたが、この過程は同時に平場の大規模農場と山岳農民の間の格差拡大の過程でもあった。オーストリアは地域間の差が大きい連邦国家であるが、特にチロル州などの山岳農民の経営困難が深まった。ここで1960年農業法がすでに規定していた「山岳農業経営への特別の配慮」が1972年から採用され、以後拡大強化されてきた。それは、景観の維持と形成、人口密度の確保、農用地確保などを目的とし、山岳農業経営を四つの困難度に区分して直接支払いを行うものであった。95年の EU 加盟以後、このオーストリアの山岳地域農民への直接支払いは縮小再編を余儀なくされているが、オーストリア政府は過渡的経過措置をかちとるとともに CAP の更なる改革を求めている。

スイス、オーストリアの山岳地域政策から我々は何をどう学ぶべきか。私見は必要に及び議論の中で補いたい。